



令和6年 1月12日
東京航空局

東京国際空港給排水施設営業者の選定について

東京国際空港給排水施設営業者を選定しましたため、お知らせします。

国土交通省東京航空局（以下「当局」という。）は、「東京国際空港給排水施設営業者」（以下「営業者」という。）の選定を行いましたため、結果を公表します。

○営業者選定方法

営業者を選定するため、「東京国際空港給排水施設営業者選定審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、審査会において応募書類の審査を行い、営業者を選定しました。

○審査の概要

1. 応募の状況

令和5年10月16日より募集を開始し、令和5年11月20日から令和5年11月28日までを応募書類受付期間としていたところ、1者から応募がありました。

2. 第一次審査（参加・資格要件に関する事項）

応募書類をもとに、応募者の参加・資格要件を確認しました。

3. 第二次審査（提案に関する事項）

応募書類をもとに、提案評価点及び価格評価点を算定のうえ、総合評価点を算定しました。第二次審査の結果は以下のとおりです。

(単位：点)

		空港施設株式会社
提案評価点	500点満点	276.25
価格評価点	500点満点	500.00
総合評価点	1000点満点	776.25

4. 営業者選定

審査会の審査結果を踏まえて、空港施設株式会社を営業者として選定しました。

○事業概要

1. 事業目的

営業者が給排水施設の管理・運営を行うことにより、空港の機能向上を図ることを目的とする。

2. 事業内容

営業者が実施する事業は、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号。以下「空管則」という。）に基づく構内営業の承認を必要とする東京国際空港給排水施設の管理・運営である。

3. 事業期間

事業期間は、営業開始日（令和6年4月1日）から令和9年3月31日までとし、その後については、当局と営業者の協議により両者が合意した期間の更新を認める。ただし、更新は1回を限度とし、その期間は令和12年3月31日を超えることはできない。なお、事業期間（更新された場合は更新後の事業期間）満了の前に、国有財産法（昭和23年法律第735号）第18条の許可が更新されずに満了し、又は当該許可若しくは空管則第12条の承認が取り消された場合には、その満了日又は取消日をもって事業期間は終了するものとする。

○営業者の概要

(1) 法人名 空港施設株式会社

(2) 住所 東京都大田区羽田空港一丁目6番5号

(3) 代表者名 代表取締役社長執行役員 田村 滋朗

(4) 事業目的

1. 空港における次の各事業
 - ① 不動産の賃貸、売買、管理、仲介及び鑑定に関する事業
 - ② 熱供給に関する事業
 - ③ 上下水道施設の管理に関する事業
 - ④ 汚水処理等の水処理に関する事業
 - ⑤ 電気通信に関する事業
 - ⑥ その他空港に関連する施設の運営、管理、賃貸に関する事業
2. 空港周辺における前号に掲げる事業
3. 建設工事に関する事業
4. 前号に係る調査設計工事監理に関する事業
5. 事務用機器、電子応用機械器具、車輛、航空機、航空機部品、その他航空・宇宙関連機器、搬送機器等のリースに関する事業
6. 不動産の賃貸、売買、管理、仲介及び鑑定に関する事業
7. 貸会議室の所有、賃貸、管理、運営に関する事業
8. 駐車場の所有、賃貸、管理、運営に関する事業
9. ホテルの所有、賃貸、管理、運営に関する事業
10. 飲食店及び喫茶店の経営に関する事業
11. 物品販売に関する事業
12. 再生可能エネルギーに関する事業
13. 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処理に関する事業
14. 金銭の貸付、債務の保証等に関する事業
15. 前各号に関する国外における事業
16. 前各号に付帯関連する事業

問合せ先：

国土交通省東京航空局 空港部 空港管理課 上野、佐藤（幸）

電話：03-5275-9317